

# Comity Entry Permit

## (90 日間滞在許可)

北マリアナ連邦諸島政府は入国管理法をこのたび改正し、日本人旅行者に対し北マリアナ諸島に 90 日間の滞在許可 (COMITY ENTRY PERMIT 略: CEP) の付与を決定しました。CEP 取得費用は無料となります。取得にあたっての条件は以下の通りです。

- 55 歳以上の旅行者に限ります。
- 55 歳以上の旅行者と同行する配偶者及び 21 歳未満の子供も CEP 申請が可能です。
- CEP 取得希望者は、入国時に申告する必要があります。申告されない方は付与されません。
- CEP 取得を許可された旅行者は、滞在期間中 10 日以内であれば諸外国への出入国が可能です。
- 滞在期間中、CEP 取得者の就労及びサービス提供は認められておりません。違反された旅行者の CEP は即時無効となります。
- CEP の再発行及び延長は不可です。また CEP での滞在終了後、次の CEP を取得するためには、少なくとも 30 日間は北マリアナ連邦域外へ滞在している必要があります。